

勤務医LETTER

発行 大阪府保険医協会 <http://oh-kinmui.jp/> E-mail web@oh-kinmui.jp
〒556-0021 大阪市浪速区幸町1-2-33 ☎06-6568-7721(代) FAX06-6568-2389

勤務医フォーラム

各種共済制度のお申し込みや、開業についてのご相談、ご意見など、ぜひお寄せください。

<http://oh-kinmui.jp/>

医療を金儲けの道具に されないためにできること

勤務医部会担当副理事長 川崎 美榮子



TPP後の日本の医療がどうなるか、懸念が広がり始めた。安倍総理は皆保険は守ると連呼しているが、TPP前夜にして、かんぽ生命が新商品を開発して売り出すことを禁じられた。がん保険への参入も邪魔されていて、すでにがん保険の外資系の保険会社のシェアは80%に昇るとい

医薬品はたちまち高騰するだろうと言われている。薬価制度でがんじがらめの保険制

度に入ることをグローバル企業の製薬会社は望まず、高いままで薬を販売したいだろうと考えられている。下げようとする、企業は日本を訴えることのできる「毒鰻頭条項」も備えている。

先端医療や技術についても同じことがいえる。あえて値段を下げて保険診療をしなくても、高額な医療費を負担できる階層の人たちだけを相手にしていれば良いからである。しかし、それではいつま

で経っても保険収載されないということになりかねない。

医師と技術をセットで海外に輸出しようという議論もされている。すでに海外に拠点病院を持ち始めたところもある。また、国内での特区構想も進んでいる。輸出できるものが品薄になったからと言って、なんでも金儲けの道具にしてよいというものではない。

医療者のサイト；m3ニュースが「混合診療が解禁にな



ったらどうするか？」というアンケートを実施した。「自由診療にシフトする」としたのは12.5%、「保険診療主体で行く」と応えたのは87.5%であった。「患者が負担できない」「現状のシステムが良い」という意見、高齢者や低所得者のことを考えて反対する意見もあったのは、まだこの国の医師たちの健全性を反映していると考え

一方で、「収入が増える」と期待する意見もあったが、日本ではすでに歯科で混合診療に走った時代があり、結果ごく一部を除いて、おしなべて収入は減ったという歴史を持っている。

この時代、大いに議論に参戦いただいて、少しでも日本の医療をよくすることにご参加ください。

保険医賠償責任保険

居宅介護支援事業・居宅サービス事業については、別途保険をご用意しております。

個人の責任問われる時代、診療に専念できる心のささえ

「保険医賠償責任保険」は大阪府保険医協会と三井住友海上火災が提携して運営されています。種類は「A」、「B」、「C」の3つのセットがあり、いずれかを選択していただけます。

本制度の特徴

1. 有利な団体割引15%が適用されています。
2. 万一の事故の際には、豊かな経験と知識を生かし、保険医協会と三井住友海上がサポートします。
3. 相手方に支払う損害補償金だけでなく、弁護士費用等の訴訟費用、応急手当の費用まで補償します。
4. 保険料は会費口座からの引取りですので、キャッシュレスでご加入できます。

ご加入セット ☆標準的な加入プランは「Aセット」になります。

セ ッ ト 型		A	B	C	
てん補限度額 (保険金支払 限度額)	医療行為	1事故	1億円	5,000万円	3,000万円
		期間中	3億円	1億5千万円	9,000万円
	建物設備	身体(1名)	5,000万円	4,000万円	3,000万円
		身体(1事故)	1億円	8,000万円	6,000万円
(年間) 保険料	個人診療所	65,520円	55,770円	50,490円	
	勤務医	43,210円	36,750円	33,270円	

●制度内容の詳細につきましては、パンフレット等を必ずご確認ください

融資制度

住宅購入や増改築、お子さまの教育費、開業にあたっての資金など、何かと資金が必要な時があります。保険医協会では、勤務医のみならず方を対象に銀行と提携した融資制度をご用意しています。

新規開業資金／教育資金／住宅資金に

※詳しくは税務経営部まで。

勤務医ローン (近畿大阪銀行提携) [教育・育英資金など] 最高3,000万円 [住宅資金] 最高5,000万円	みずほ銀行提携ローン [新規開業資金、住宅資金など] 設備資金：最高1億円 住宅資金：最高5,000万円
ドクターローン (近畿大阪銀行提携) [新規開業資金] 最高6,000万円	大正銀行提携ローン [新規開業資金] 最高8,000万円

提携住宅ローン(三井住友銀行、ソニー銀行)もあります。お問い合わせください。

保険医協会の提携融資制度 京都銀行が加わりました

会員の皆様にご利用いただいています協会提携融資制度は、現在、近畿大阪銀行、大正銀行、池田泉州銀行が取り組んでいますが、5月から京都銀行が新たに加わりました。ぜひ、ご利用ください。

お問合せ・資料請求は ☎06-6568-7721・経営税務部(担当・若林)まで

(2013年6月現在)

資金種類	利率	限度額
新規開業資金	1.275%	6,000万円

※1,000万円までは原則、担保不要
※社保または国保からの診療報酬振込銀行として京都銀行を指定

厚生労働省が考える「労働時間の管理」と「雇用の質」向上

勤務医の働く環境はどう変わるのか?

厚生労働省医療労働企画官中野孝浩氏を迎えての講演会のご案内

日時 8月31日(土) 午後2時30分～

会場 新大阪ワシントンホテルプラザ 2階

お申込み・お問合せ ☎06-6568-7721 FAX 06-6568-2389 (田川まで)



2010年8月、厚生労働省労働基準局に労働条件政策課が設置され、2011年に出された「5局長通知」は、医療労働、特に看護師の働く問題を大きく取り上げ、「医療労働企画官」というポストもできました。2012年9月、「医療分野の雇用の質向上プロジェクトチーム」が発足し、勤務医を含めた医療機関全体の勤務環境の改善の検討が進められ、今年2月には「6局長通知」が取りまとめられました。こうしたなか、これからの勤務医の働く環境はどう変わろうとしているのか、医療提供体制の改革の中で、医療法改正の議論がスタートしている中、どのように取り組むのかなどのお話していただく予定です。

第5回全国保団連勤務医交流会／記念講演「医師法21条の正しい解釈と医療事故—無用な警察届出回避のために—」

警察への届出義務は死体の外表面を検案して異状を認識した時のみ

大阪府保険医協会勤務医部会／協仁会小松病院院長 原田 佳明



講演するいつき会ハートクリニックの佐藤一樹氏

6月2日、第5回保団連勤務医交流会が東京浜松町で開催され、いつき会ハートクリニックの佐藤一樹氏（東京協会勤務医委員会委員）による記念講演「医師法21条の正しい解釈と医療事故—無用な警察届出回避のために—」が行われた。講演の要旨を報告する。講演の中でもふれられたが、佐藤氏は2001年に心臓手術後の患者が死亡した東京女子医大事件で、大学側が発表した誤った内部報告書が原因で起訴され、その後の2009年に東京高裁から完全無罪判決を受けた経験をもつ。

異状死体等の届出義務

医師法は「医師の業とは何か」を規定する法律であるが、同法21条を本当に理解している医師にはめったに出会わない。医師法第21条「異状死体等の届出義務」は、「第4章業務」に記載された「業務」の一つであり、「医師は、死体を検案して異状があると認めるときは、24時間以内に所轄警察署に届出なければならない」と定められている。つまり、「死体の外表面で異状を認めた場合」に限り、警察への届出義務が発生する」というものだ。

言うまでもなく医療刑事事件の端緒は「警察への届出」であるが、この10年間の警察届出立件送致数に占める医療機関からの届出割合は大きい。その根底には、「過失」や「異状死」の文言をつけ加えた医師法21条の拡張解釈と言える「混乱的“超”解釈」に起因するものも多い。刑事責任は刑罰であり、医業停止や医師免許剥奪、雇用契約上の処分に関連する。また「無用な届出」で誰かを人身御供として警察に差出すことにより、組織防衛を図ることもある。結果、真実とかけ離れたものとなり、再発防止や医療安全に資することはない。告発とは、「捜査機関に対し、犯罪事実を申告して犯人の処罰を求める意志表示」であり、医師法21条の条文にはそのような趣旨はない。

都立広尾病院届出事件の教訓

この医師法21条の解釈をめぐる最高裁まで争わ

れた事件が「都立広尾病院届出事件」である。「都立広尾病院届出事件」とは、看護師が消毒液を誤注入したことにより患者が死亡した事件で、担当医と院長がその死亡について警察への届出をしなかったために医師法21条違反で有罪となった。「医師法21条の届出義務の発生時期」が争点となり、第一審では、担当医は患者の死亡時に看護師の消毒液の誤注入の経緯を知っており、「異常な経過による死であることを認識していた」として、死亡時刻を届出義務発生時刻とした。

しかし第二審では、担当医は死亡時には死体の異状を認識しておらず、翌日の「病理解剖立合い」で外表の検査をして「誤注入した右腕静脈に沿って赤い色素沈着」を認め、異状を認識したとして、「死体検案時に届出義務が発生した」と修正、24時間以内に届出しなかったために有罪とされ、最高裁もこの二審判決を支持し2004年に判決が確定した。この判決により、医師法21条について、①診療行為の「経過の異状」を認識しても届出義務は発生しない、②届出義務は「死体をじっくり見て外表面を検査（検案）して、異状を認識すると発生する」という法解釈が確立された。

放置される医師法21条の混乱的“超”解釈

しかし、最高裁判決後も「医療過誤や医療行為の過失が明らか死亡事故の場合は、患者の生死にかかわらず警察に届出しなくてはならない」という「混乱的“超”解釈」がされ続けている。その原因のひとつは、メディアや法律家による「最高裁判決要旨部分切り取り解釈」の意識的なミスリード。もうひとつは、医師自身が都立広尾病院届出事件の高裁判決と最高裁判決を直接読んでいないことである。

前者では「死体の外表を検査して異状を認めなければ届出する必要ない」部分が切り捨てられたために「医師が診察していた患者が死亡したら、業務上過失致死の罪責を問われるおそれがある場合にも警察届出義務がある」と誤解している。も

うひとつの誤った運用解釈は後者の理由に加えて、「異状死体」から「体」を取り去り「異状死」という別概念を21条に関連付けた1994年5月作成の日本法医学会「異状死ガイドライン」に起因しており、最高裁判決後も修正されていないためである。

法改正以前に必要な正しい理解

医療者非医療者にかかわらず、原因究明や刑事訴追が医療安全に即つなげると考える人もいるが、そんなに簡単なことではない。しかし、2004年9月の最高裁判決後、医療側が安全対策・再発防止のリーダーになることを放棄して厚生労働省に丸投げした。「医療事故に係る仕組み等に関する検討部会」座長には、数々の警察庁の要職を勤める警察側の代表が就いたため刑事責任追及ばかりに議論が傾倒した。今年5月29日に同検討部会は、国内すべての病院や診療所を対象に、診療行為に関連して患者が予期せず死亡した場合、民間の第三者機関への届出と院内調査の実施を医療機関に義務付けることを柱とする医療事故調査制度の概要をまとめた。

今秋には制度創設に向けた医療法改正案議案が臨時国会に提出される見通しであるが、「再発防止」でなく「原因究明」に主眼を置く第三者機関の設置については問題点も多い。法改正以前にいま必要なものは、目の前の医師法21条の正しい理解であり、医療安全・再発防止にむけた医療界全体の議論である。

※大阪協会は2011年7月に佐藤氏を招いて「院内事故調査委員会、医療報道、そして医療司法のあり方を問う」と題した講演をいただき、本紙（No100・No102）にインタビュー記事を掲載している。

伝 message 言 board 板

求人(病院・診療所)

- ▶**求**内・整常勤医、療養病棟担当／経験考慮／東大阪市病院（184床、一般・療養）／問合せ・070-5665-8013（明石）
- ▶**求**常勤医師・当直非常勤医師／地下鉄谷町線「太子橋今市」駅西／徒歩5分／大阪市旭区大宮5-4-24／藤立病院／委細面談／問合せ・06-6955-1100（事務長）
- ▶**求**内科医（週4日～）／医療法人さくら会さくら会病院／大阪狭山市／南海高野線「金剛」駅／徒歩約10分／問合せ・072-367-0266（橋本）
- ▶**求**耳鼻咽喉科常勤医／耳鼻の手術積極的に取り組めます／耳鼻咽喉科サージク

- リニック老木医院／問合せ・0725-47-3113（事務長）oiki-clinic.jp
- ▶**求**内科常勤医／週4日勤務可／JR「茨木」駅／徒歩5分／茨木市駅前町3-2-2-404／たかみクリニック／委細面談／問合せ・072-631-3001

テナント物件／貸・売・継承医院

- ▶テナント物件／東成区東小橋3-17-1／JR・地下鉄・近鉄「鶴橋」駅／徒歩1分／千日前通に面しアーケード有／新築医療ビル2・4・5階／約26坪／1階薬局契約済／3階歯科盛業中／耳鼻・眼・整・皮フ・小児・婦人科向き／問合せ・090-5660-3973（近藤）
- ▶テナント物件／枚方市津田元町1-8-3

- ／JR学研都市線「津田」駅／徒歩5分／国道307号線沿／新築医療ビル／2階歯科開業中／1階・47坪／3階・44坪／問合せ・072-845-6761（高橋）
- ▶テナント物件（医療ビル）／東淀川区大隅／大阪市営バス「大阪経大前」徒歩1分／商業施設隣・人通り多／眼・耳鼻咽喉・皮膚・小児・心療内科の真空地域／1階（21坪）・2階3階5階（33坪）／内部自由設計可／賃料相談応／問合せ・06-6327-0498（村井）
- ▶テナント物件／阪急「豊中」駅／徒歩3分／3階143.98坪、商店街沿につき人通り多／募集科目歯科医以外／区画割は可能／問合せ・070-5578-5869（稲田）
- ▶テナント物件／八尾市南木の本／JR「八尾」駅バス10分、地下鉄谷町線「八尾南」駅バス5分／バス停徒歩1分／木造2階建延べ床面積約50坪、駐車4台分有／スーパー万代向かい、隣シグマドラッグ、ジャパン近い／外装美麗、南向き（府道バス通りに面し目立ちます）／近医 内科1件のみ／即入居可／問合

- せ・090-9049-8890（五十嵐）
- ▶テナント物件／南海本線「岸里玉出」駅前スグ、地下鉄四つ橋線「玉出」駅／徒歩5分／2011年10月新築ビル／2F、3F部分／1F眼科です／各階約47坪／セコム格安／内部自由設計可／問合せ・山中眼科06-6661-3075（FAX06-4703-3666）
- ▶貸医院／地下鉄今里筋線「だいどう豊里」駅／徒歩2分／鉄筋3階建1階部分／43坪／即開業可能／介護関係オフィス可／問合せ・06-6329-1141（田村）
- ▶貸医院／柏原市玉手町／近鉄南大阪線「道明寺」駅／徒歩8分／鉄筋2階建52坪／駐車4台分有／近医 内科・産科のみ／診療科目は何でもOK／問合せ・090-5069-6280（松原）
- ▶売医院／内科医院兼住宅建物326㎡／土地416㎡／阪急中山駅よりバス12分／医域内30棟以上の中高層マンション林立／当院の他医院なし／問合せ・0797-89-4649（田畑）月・水・金・土の9～13時 連絡希望